

白河市景観まちづくり活動事業補助金交付要綱

平成26年白河市告示第163号

改正

令和4年8月22日要綱第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の自主的な景観まちづくり活動を促進することを目的として、市の景観の形成に寄与するまちづくり活動を推進しようとする団体に対し、白河市景観条例（平成22年白河市条例第39号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、予算の範囲内で補助金を交付することについて、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象団体)

第2条 補助の対象団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第27条第2項の規定による市長の認定を受けた景観まちづくり協定を締結している団体
- (2) その他市長がまちなみの景観形成に寄与すると認める団体

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する団体が活動する区域で行う次に掲げる事業とする。

- (1) 別表に規定するまちなみの良好な景観形成に寄与する事業
- (2) その他良好な景観を維持又は創出するために必要であると市長が認める事業

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金を受け、又は受けようとする事業は、この要綱による補助対象事業としない。

3 補助金の交付は、年度ごとに1団体につき1回に限る。

(補助率及び限度額)

第4条 補助金は補助対象事業に要する経費の3分の2以内の額とし、20万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第5条 補助金の申請をしようとする団体は、白河市景観まちづくり活動事業補助金交付制度に係る事前協議書（第1号様式）により、次に掲げる書類を添えてあらかじめ市長に協議しなければならない。

- (1) 収支予算書（第2号様式）
- (2) 位置図
- (3) 配置図
- (4) 現況写真
- (5) 工程表
- (6) 見積書

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の申請)

第6条 規則第5条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、前条第2号から第7号までに掲げる書類とする。ただし、前条の協議において添付した書類に変更がない場合にあつては、当該書類及び収支予算書の添付を要しないものとする。

(完了期限)

第7条 規則第6条の規定により、補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助決定者」という。）は、当該年度に係る補助対象事業を当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

(実績報告書の提出)

第8条 補助決定者は、補助対象事業が完了したときは、規則第16条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添え、事業の完了後20日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 完了後写真

(3) 領収証等支払の事実が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付請求)

第9条 規則第19条第2項規定する補助金の交付請求は、同条の規定にかかわらず補助金等交付請求書（第3号様式）によるものとする。

(財産の管理及び運用)

第10条 補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年8月22日要綱第27号）

この要綱は、令和4年8月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

まちなみの良好な景観形成に寄与する事業

項 目		景観に対する配慮基準	
工 作 物 等	草花及びプランター	植栽後は適切に管理し、良好な景観の維持に努める。 プランターは、まちなみに調和する色調及びデザインとする。	いずれの項目においても、沿道に面した敷地内に設置し、連続性及び統一性を尊重するとともに、周囲の景観又は歴史的な趣と調和するように十分配慮する。 色彩等については、景観まちづくり協定、白河市景観計画、景観形成ガイドライン等に定められた基準に従うものとする。 景観形成上特に支障がないと判断される場合には、左に記された素材以外の材質を用いることができるものとする。
	ベンチ等	自然素材を基本とする。	
	灯籠その他の夜間照明	自然素材を基本とし、周囲の景観と調和したものとする。 歩行者等の安全性に十分配慮した設計及び配置とする。	
屋 外 広 告 物 等	のれん（店舗に限る。）	布製を基本とする。 設置店舗及び周囲の景観と調和した色彩及びデザインとする。	
そ の 他	その他	自然素材を基本とし、周囲の景観と調和した色彩及びデザインとする。	

第1号様式（第5条関係）

白河市景観まちづくり活動事業補助金交付制度に係る事前協議書

年 月 日

白河市長

協議者

団体名.....

代表者名.....

住 所...白河市.....

電話番号.....

白河市景観まちづくり活動事業補助金交付要綱第3条に規定する補助の対象事業を行いたいの
で、同要綱第5条の規定により、次のとおり協議します。

事業の内容	<input type="checkbox"/> まちなみの良好な景観形成に寄与する事業 () <input type="checkbox"/> その他良好な景観を維持又は創出するために必要であると市長が 認める事業 () ※ 年度ごとに1団体に付き1回とする。
事業を行う場所	白河市
見積金額	
事業の実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類	①収支予算書 ②位置図 ③配置図 ④現況写真 ⑤工程表 ⑥見積書 ⑦その他市長が必要と認める書類

収 支 予 算 書

1 収入の部

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
市 補 助 金		
自 己 資 金		
借 入 金		
そ の 他		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

科 目	金 額	備 考
合 計		

補助金等交付請求書

年 月 日

白河市長

住所又は所在地

請求人

氏名又は名称 (印)

指令日 年 月 日	指令番号 白河市指令 第 号	補助年度 年度
補助金等の名称 白河市景観まちづくり活動事業補助金		
① 補助金等の交付決定通知額 円	③ 今回交付請求額 円	
② 既交付額 円	未交付額 [(① - (② + ③))]	
既交付額の内訳 年 月 日 円交付	備 考	

(振込先)

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
	金融機関コード	店舗コード
口座名義人 (預金者名)	フリガナ	
	氏 名	
種 別	1 普通 2 当座 3 その他	口座 番号

※口座名義人は請求人と同一であること。